



公共高第189号
平成13年 8月30日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部
支 部 長 大 嶋 博 澄

公立学校共済組合貸付規程高知支部
施行細則の送付について

平成13年7月30日付けで公立学校共済組合貸付規程高知支部施行細則の一部が改正されましたので、別添のとおり送付します。

なお、今回の改正の主な要点は下記のとおりです。

記

1. 様式の改正

貸付規程の改正に伴い、様式第2号の3中「建築確認通知書」を「確認済証」に、「借入」を「借入れ」に改めた。

2. 繰上償還に関する事項（第6条関係）

受付の「初日から」を削除した。

3. そ の 他

その他所要の改正を行った。

4. 施 行 期 日

この改正は、平成13年8月1日から適用するものとしたこと。ただし、様式の改正については、平成13年4月1日から適用するものとする。